3 行政訴訟事件（控訴審・高等裁判所）における弁護士選任率の推移

事件総数としては、長期的には増加傾向にある。弁護士選任率は近年は 80％前後で推移している。

資料2-2-2-3 行政訴訟事件における弁護士選任率の推移（控訴審・高等裁判所）

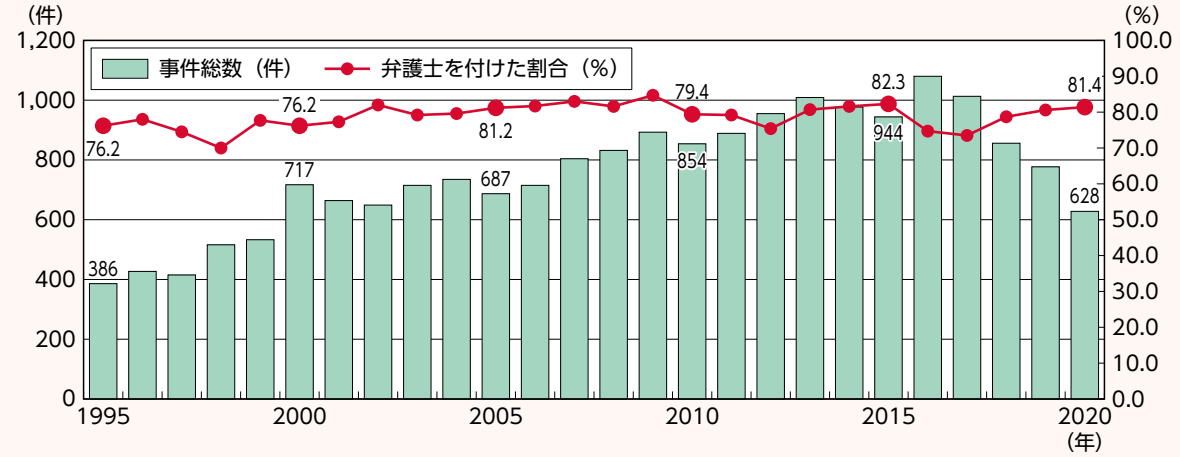

【注】1．数値は、『司法統計年報（民事・行政編）』「行政控訴審訴訟既済事件数―弁護士選任状況別―全高等裁判所」によるもの。
2．「弁護士を付けた割合」とは、双方又は一方に弁護士が付いたものである。

第３節 破産管財人活動

次のグラフは、破産手続開始決定数の推移と、破産管財人の選任率をみたものである。破産管財人は必ずしも弁護士である必要はないが、裁判所は若干の例外を除いてはほとんどの事件で弁護士を選任している。なお、破産管財人に弁護士が選任された件数と弁護士以外の者が選任された件数の内訳の数値は把握されておらず、選任率には、弁護士以外の者が選任された数も含まれる。

破産手続開始決定数は、2008 年以降減少傾向にあったが、近年はほぼ横ばいとなっている。また、破産管財人の選任率は 2020 年では、41.3％となっている。

資料2-2-3 破産手続開始決定数及び破産管財人の選任率の推移

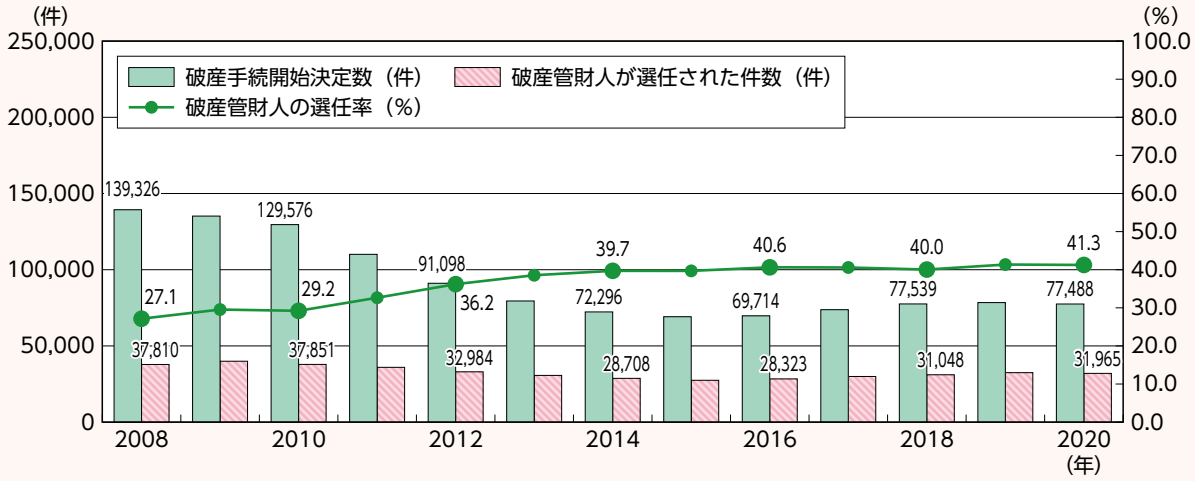

【注】数値は、最高裁から提供を受けた資料によるもの。